

横浜市港南中央地域ケアプラザ 介護予防支援 及び介護予防ケアマネジメント事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会が開設する横浜市港南中央地域ケアプラザ指定介護予防支援事業者及び地域包括支援センター（以下、「事業者」という。）は、介護保険法等の関係法令等に従い、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の保健師その他の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する知識を有する職員（以下、「担当職員」という。）が、要支援状態と認定された方や事業対象者（以下、「お客様」という。）に対し、適正な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とします。

(運営の方針)

第2条 事業者は、在宅における尊厳のある自立した生活を支援します。

- 1 「介護予防サービス・支援計画書」の作成にあたっては、お客様の意思及び人格を尊重し、お客様の自立に向けて設定された目標を達成するために、お客様及び家族等の主体的な参加とともに、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供して、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができることを目指します。
- 2 事業者は、公正中立な立場で多様な総合的なサービス調整をするために、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者及び地域包括支援センター、介護保険施設、保健・医療・福祉サービス事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。
また、総合的かつ効率的にサービスが提供されるように、公正中立な立場に立ち「介護予防サービス・支援計画書」を作成するとともに、交付が必要な居宅サービス事業者、医療機関に「介護予防サービス・支援計画書」の交付、連絡調整を行います。「介護予防サービス・支援計画書」に位置付ける居宅サービス事業者について、お客様は事業者に複数の居宅サービス事業者の紹介を求めることができ、「介護予防サービス・支援計画書」に位置付けた居宅サービス事業者の選定理由をお客様に説明を行います。

- 3 事業者は、担当職員の資質向上を図るための研修を採用時（採用日から2週間以内）に、また、定期研修を年1回以上実施し、業務体制を整備します。

(事業者の名称等)

第3条 事業を行う事業者の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- 一 名称 横浜市港南中央地域ケアプラザ
- 二 所在地 横浜市港南区港南4-2-7

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業者には勤務する職種、数及び職務内容は、次のとおりとします。

- 1 代表者 1名（常勤1名（常勤兼務））
事業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。
- 2 管理者 1名（常勤1名（保健師担当（看護師）と兼務））
管理者は、介護支援業務の管理を一元的に行います。
- 3 担当職員 6名以上（常勤4名以上・非常勤職員2名以上）
担当職員は介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供（相談・「介護予防サービス・支援計画書」作成等）に当たります。
- 4 職員は、職員証（身分証明書）を常に携帯し、お客様又は家族等から求められた場合には、これを提示させるものとします。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとします。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除きます。
- 2 営業時間 午前8時45分から午後5時15分までとします。

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容)

第6条 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容は、次のとおりとします。

- 1 お客様の相談は事業者内及びお客様の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとします。
- 2 要介護認定等の申請に係る相談、助言及びお客様等が申請をできない場合には援助します。
- 3 お客様及び家族等との面接により、お客様を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定します。

(令和7年4月版)

- 4 サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた「介護予防サービス・支援計画書」を作成します。
- 5 必要に応じて、サービス事業者等及び関係行政機関等との連絡調整を行います。
- 6 指定介護予防サービス事業者等からの報告及びお客様の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、「介護予防サービス・支援計画書」の変更等を行います。
- 7 「介護予防サービス・支援計画書」に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした「介護予防サービス・支援計画書」の達成状況について評価を行います。
- 8 指定介護予防サービス事業者等への紹介を行います。
- 9 「介護予防サービス・支援計画書」の作成後においても、お客様及びそのご家族、介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも3月に1回お客様の居宅を訪問し、「介護予防サービス・支援計画書」の実施事業を把握（以下「モニタリングという」）します。
- 10 9におけるモニタリングは、次のいずれにも該当する場合は、少なくとも6月に1回、お客様の居宅を訪問し、お客様の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、お客様に面接することも可能です。
 - ア テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、お客様の同意を得ます。
 - イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ます。
 - i お客様の心身の状況が安定している。
 - ii お客様がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができる。
 - iii 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受ける。
- 11 その他具体的には「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（厚生労働省令第37号第29条から第31条）に従って実施します。

(お客様負担金)

第7条 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントが法定代理受領サービスであるときは、お客様からの利用料の支払は受けられないものとします。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、以下の区域とします。

横浜市 港南区	上大岡西1～3丁目、上大岡東1～3丁目、港南1～6丁目、港南中央通り、笹下1丁目、日野1～6丁目
------------	--

(個人情報保護)

第9条

- 1 事業者及び担当職員は、業務上知り得たお客様又は家族等の秘密を保持することを厳守するとともに、サービス事業者・医療機関等にお客様及び家族等の個人情報を開示する場合は、あらかじめ文書にてお客様及び家族等の同意を得るものとします。
- 2 事業者は、担当職員が退職した後も、正当の理由なく、業務上知り得たお客様又は家族等の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、お客様及び家族等の個人情報の利用目的を公表します。
- 4 事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

(苦情対応)

第10条

- 1 お客様は、提供された介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関して苦情がある場合、又は事業者が作成した「介護予防サービス・支援計画書」に基づいて、提供された介護予防サービス等に苦情がある場合には、事業者、市町村に対していつでも苦情を申し出ることができます。また、国民健康保険団体連合会に対しても、介護予防支援に関する苦情を申し出ることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。また、法人本部の相談窓口及び公正、中立な立場で相談を受ける第三者委員に対しても苦情を申し出ることができます。
- 3 事業者は、お客様が苦情申し出等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

(緊急時（事故、緊急時及び災害時等）の対応)

第11条

- 1 事業の実施に際して事故、お客様のけがや体調の急変があった場合、及び災害時等には、家族等・主治医等の医療機関・行政機関等への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- 2 事業所は、非常災害対策として、サービス継続計画（BCP）を策定し、年1回見直し、更新します。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- 1 事業所における虐待防止委員会（オンライン会議システムを活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- 2 事業所における虐待の防止に関する指針を整備します。
- 3 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための責任者を設置します。

(入院時の対応方法)

第13条 お客様が、けがや体調の急変等により入院された時は退院後、円滑な支援が実施できるよう、お客様から入院先の医療機関に「介護予防サービス・支援計画書」担当者の事業所名・氏名を伝えていただくよう、お客様に協力を求めます。

(損害賠償)

第14条 事業者及び担当者の責任により、お客様に生じた損害について、故意または過失により、お客様の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償します。ただし、故意又は過失によらない場合には、この限りではありません。

(居宅介護支援事業者による「介護予防サービス・支援計画書」原案作成)

第15条

- 1 事業者は、介護保険法第115条の23第3項の規定ならびに横浜市介護予防ケアマネジメント実施要綱に基づき、お客様の意向を踏まえ、「介護予防サービス・支援計画書」原案作成する場合、介護予防ケアマネジメント業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができます。
- 2 事業者は、業務を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、お客様に手続き等について説明及び情報提供するとともに、業務委託先の指定居宅介護支援事業者や関係機関と調整を図ります。

(その他運営に関する重要事項)

(令和7年4月版)

第16条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業者の代表者・管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附 則

この規程は、平成18年 4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年 7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年 5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年 4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年 10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。